

(仮称)クスリのアオキ上吉田店 (No.1332)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 8 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 6 年 11 月 7 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)クスリのアオキ上吉田店
善通寺市上吉田町八丁目 1125 外
- 3 法第 8 条第 1 項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・ 車両出入口付近に、出入口に面する道路が小学生の通学路であることを注意喚起する看板や、車両出入口があることを歩行者に知らせる事故防止看板等の設置をお願いしたい。
 - ・ 近接する善通寺市立東部小学校の通学時間帯においては、搬入車両の出入りを避けていただくとともに、可能であれば交通整理員の配置をお願いしたい。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 善通寺市産業振興部商工観光課
縦覧期間： 令和 7 年 4 月 8 日から令和 7 年 5 月 8 日まで